

第3回坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会

日時：平成24年8月4日13時～

会場：西区役所 本館 大会議室

次 第

- 1 開 会

- 2 提言書（素案）について

- 3 質疑応答

- 4 諸連絡
・次回日程

- 5 閉 会

坂井輪中学校区内小学校適正配置に係る提言（素案）

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会

1 はじめに

日頃より地域発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、現在、坂井輪中学校区内にある新通小学校と坂井東小学校の2校の学校規模にアンバランスが生じており、地域の大きな課題となっています。

新通小学校では、西側地域の大型開発が影響した、急激かつ大幅な児童数の増加により、現在児童数1,000人超の市内最大のマンモス校となり、3年前に校舎の増築が行われた後、今また繰り返し教室不足の事態を迎えています。

一方、この間、坂井東小学校では、現在約390人までに児童数が減少し、空き教室が生じてきています。

そこで、現在抱えている(1)両小学校の課題の解決を第一に考え、(2)自治会と関連する課題、(3)まちづくりと関連する課題を含めて、地域として十分考慮し解決を図る必要があります。

2 現在抱える課題

(1)両小学校の課題

新通小学校では、5年前と比較して全校児童が約300人増加し、本来特別教室として使用していた部屋を、急遽、教室として使用しなければならない状況となっています。更に来年度には、校舎を増築したにも係わらず、プレハブ校舎で対応せざるを得ない状況となっています。

また、学校規模に対して体育館及びグラウンドが狭いことから「入学式・卒業式等の式典が全校児童でお祝いできない」「本来であれば全校で行う行事を単独や2学年ずつで行わなければならない」「運動会で児童の待機場所や保護者の観覧スペースが確保できない」等の弊害や、余裕教室が全く無いことによる「少人数指導等のきめ細やかな指導を行いにくい」「ボランティア室や地域との交流スペースが確保できないため、地域に開かれた学校づくりが進めにくい」という支障があり、今後しばらく児童数が増加傾向にあることから、教育環境の改善も図られない状況が続きます。

一方、坂井東小学校では、児童数が減少し、相当数の空き教室が生じています。空き教室を利用した少人数指導ができて半面、新通小学校との児童数が極端に不均衡のため、「坂井輪中学校へ進学したときに子どもが萎縮するのではないか」と不安を感じている保護者の方もいらっしゃいます。

(2)自治会と関連する課題

現在の通学区域において、同じ自治会であっても違う小学校に通う事態が生じています。

このことにより、学校行事や町内行事の日程が合わないなど、自治会の子ども活動に支障が生じているだけでなく、子どもたちの健全育成や保護者同士の連携においても支障があります。

(3)まちづくりと関連する課題

学校は、本来の教育活動の場であるだけでなく、地域住民のコミュニティ拠点や災害時の避難場所でもあります。

しかし、両小学校が非常に近接していること、また中学校を含めた3校が地区の東側に偏在していることから、住民の利便性においてアンバランスが生じています。

3 協議の要旨

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会では、これらの諸課題を包括的に解決すべく、特に次のことに配慮し協議を重ねて参りました。

- (1) 公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創り、十分な教育活動が行えるよう、両小学校の学校規模をできるだけ適正にすること。
- (2) 子どもたちの通学の安心・安全を確保するため、通学距離や通学時間の平準化を図り、居住地から近い学校に通学できるようにすること。
- (3) 老朽化して手狭となっている新通小学校の校舎、体育館などの学校施設を、子どもたちの教育活動に支障が出ないよう、早急に建て替えること。
- (4) 現在、両小学校区に跨る自治会が存在し、地域活動に支障を来していることから、できるだけ1自治会1小学校区とすること。
- (5) 地区内の公共施設立地のバランスを考え、小中学校の無い西側に学校を設置すること。

上記の協議をふまえ、以下に提言をまとめましたので、実現に向けご検討下さいますようお願いいたします。

【提言】

将来の学校配置について地域としての要望を反映させるため、地域の総意として教育委員会に対し、下記のような要望を早急に提出していただきたい。

記

地域の将来を担う子どもたちがのびのびと学び育ち、また、円滑な自治会活動と発展的なまちづくりができ、両校がより一層地域から愛され未来の子どもたちにも誇れる学校となるよう、次の要件を満たすような学校の適正配置を要望します。

《要件1》新通小学校を現在地から西側に移転改築し、それに合わせて新通小学校と坂井東小学校の通学区域を見直し、両校の学校規模や配置が適正となるようにすること。

《要件2》通学区域の見直しにあたっては、新通小学校の過密状態を一刻も早く緩和するため、移転用地が確保され次第実施するものとし、特に次のことに留意しながら地域の意見を十分に聞くこと。

- (1) できるだけ1自治会の学校区が分断されないよう配慮すること。
- (2) 在学中の児童を無理に転校させることのないよう新入生から段階的に移行すること。
- (3) 兄弟姉妹が別々の学校に通学することのないよう暫定的に学区外就学を認めること。

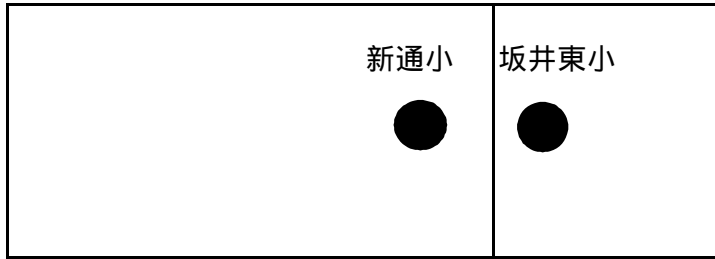
《要件3》児童数の増加に伴う坂井東小学校の教育環境を崩さないよう、学校施設を必要に応じて改修や増築を行うこと。

《要件4》関連する自治会、地域住民、保護者に対して十分な説明を行い、混乱を招かないようにすること。

《要件5》緊急的な対応として、新通小学校区内自治会に平成25年度からの坂井東小学校区への通学区域変更や学区外就学認可地域（希望により申請のあった児童だけ坂井東小学校へ通学）を奨励すること。

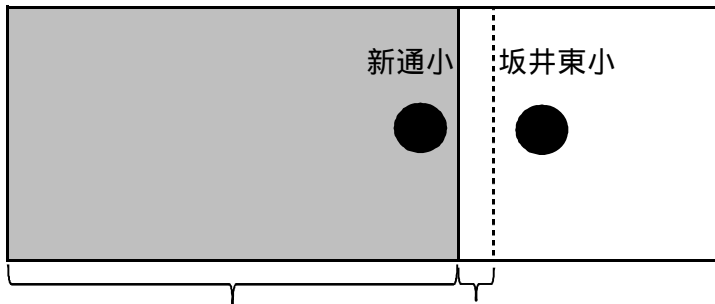
なお、万が一、移転改築が困難な場合は、現在地において児童が伸び伸びと学習活動ができる学校施設に改築を行い、完了するまでの間、教室数の不足が生じないようプレハブ校舎の設置や各種行事における近隣施設の借り上げなど、余裕のある教育環境を確保することで、新通小学校の教育環境の改善が図られるよう、教育委員会に対して強く要望していただきますようお願いいたします。

【現況】



- ・新通小の方が坂井東小よりも広い校区となっています。
- ・両校の児童数に不均衡が生じています。
- ・新通小と坂井東小が非常に近接しています。
- ・公共施設が東側に偏っています。

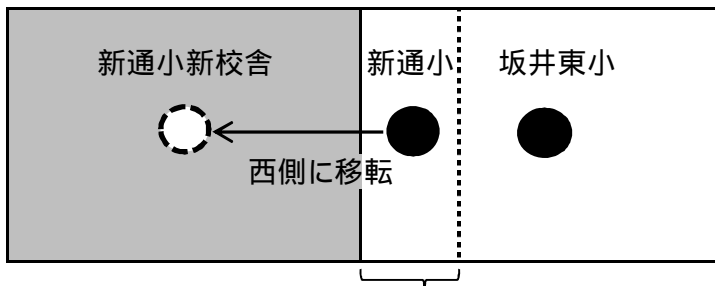
【緊急的な対応(H25年度～)】



新通小の移転に係わずに、坂井東小へ通学区域変更していただける自治会があれば、先行して通学区域変更(注1)を行います。

暫定的に、残りの新通小の通学区域の全域を学区外就学認可地域(注2)にします。

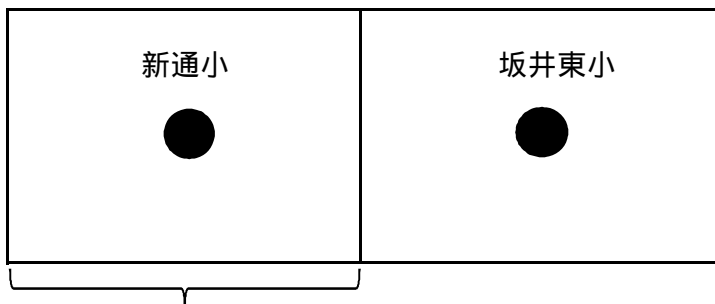
【新通小移転先確定後】



新通小の移転先を現在地よりも西側に確保します。

新通小の移転場所を考慮し、両小学校の通学区域の見直し(注1)を行います。

【新通小移転後】



の学区外就学認可地域を廃止します。

- ・新通小と坂井東小の校区の広さが、現況よりも均等になります。
- ・両校の児童数が適正な規模になります。
- ・新通小と坂井東小の児童が、いずれも居住地から近い学校に通学できるようになります。
- ・西側にも地域の拠点となる公共施設(学校)ができます。

(注1)通学区域変更にあたっては、次のことに留意します。

- ・自治会や保護者の意向をなるべく反映させます。
- ・できるだけ1自治会の学校区が分断されないように配慮します。
- ・在学中の児童を無理に転校させることのないよう新入生から段階的に移行します。
- ・兄弟姉妹が別々の学校に通学することのないよう暫定的に学区外就学を認めます。

(注2)本来は新通小に通学する児童が、保護者の希望により、申請することで坂井東小へ通学できる地域とします。

提言書(案)作り委員会で協議した内容

提言書(案)作り委員会では、課題解決のための中長期的方策として、新通小学校の「移転改築」「分離新設」「現地改築」の3案について協議を重ね、それぞれのメリットや課題などを比較検討しました。

子どもたちに何をしてあげることが一番良いのか、地域の発展やまちづくりを考えてどうすべきか、直ちに手を打たなくてはならないこと、20年30年先を見据えてすべきことなど、さまざまな観点から意見が出され、委員会の中で方策を一つに絞り込む作業は、非常に難航しました。

特に、「移転改築」と「分離新設」については、ぎりぎりまで議論がなされましたが、両小学校にとってメリットがあることや、より現実的な方策として、提言書(素案)にまとめたとおり「移転改築」を目指す方向となりました。

以下に、3案の概要をまとめましたので、ご参考にして下さい。

「移転改築」 現在地とは違う場所に学校を移転し、校舎を新しく建替えます。

メリット

- ・両小学校の適正な位置設定により、両小学校の距離が近すぎることにより起きていた弊害が解消され、通学区域変更の理解が得られやすくなり、また広範囲での通学区域の見直しが可能となります。
- ・通学区域の再編を行う事で、新通小の児童数が適正となります。新通小は大規模化が解消され、のびのびとした教育環境となり、坂井東小はスケールアップすることで、学校行事や学習、友人関係の充実が期待できます。また、両小学校が適正な規模で長期間存続することができます。
- ・居住地から近い学校に通学できるため、通学の安心感や安全性が高まります。
- ・空き教室の多い坂井東小学校の校舎を有効活用できます。
- ・新通小改築の際に、現地で建替え工事を行った場合の教育環境悪化（過大規模なままでの体育館やグラウンドなどの使用制限や仮校舎の使用）の問題も合わせて回避できます。

課題

- ・新通小との通学区域変更による児童数増加と亀貝土地区画整理事業による宅地開発の影響により、坂井東小の改修や増築などの施設対応が必要となる場合があります。
教育環境を崩さないように、必要に応じて学校施設を改修・増築するよう、併せて要望します。
- ・用地買収の可否や都市計画の制約をクリアして、学校用地に適した土地を探す必要があります。
万が一、学校用地が確保できなかった場合は、現在地において児童数に見合った施設（大きな体育館、十分な教室数の確保）となるような建替えを要望します。

まとめ

移転改築の場合、検討協議会の設立目的（両小学校の教育環境改善）に沿った形で提言ができ、また、通学区域変更が早期に行え、近い将来の新通小の建替えも含め、解決できるメリットは大きく、より現実的な提言を行う事ができます。

「分離新設」通学区域を分けて、新たに1校学校を開校します。

メリット

- ・新通小の児童数が適正となり、大規模化が解消され、のびのびとした教育環境となります。
- ・居住地から近い学校に通学できるため、通学の安心感や安全性が高まります。
- ・地域のまちづくりの新しい拠点となり、災害時の避難場所が増えます。
- ・新通小の校区を2つにわける通学区域変更となることから、坂井東小に対する通学区域変更の影響を最小限に抑えることができます。

課題

- ・検討協議会の目的である坂井東小の教育環境の改善が置き去りにされます。
- ・少子化や急激な児童数増加の反動で起こりうる児童数減少の心配から、将来的にも3校の小学校が必要なのか疑問が残ります。
- ・新設校が開校するまでは、大幅な通学区域変更を進めることが難しく、またその期間は、新通小の児童数のピークにあたるため、一番大変な時期の教育環境が改善されません。
- ・新設校が開校する際に、半分くらいの児童が転校することになり、友だち関係など子どもたちの精神的な負担を軽減する必要があります。
- ・用地買収の可否や都市計画の制約をクリアして、学校用地に適した土地を探す必要があります。

まとめ

分離新設の場合は、坂井輪中学校区内に3校というよりも、隣接する小学校区（内野小や笠木小など）と連携し、ある程度の学校規模とすることが理想的だと思われます。

将来的な、坂井輪中学校の生徒数増も考慮しつつ検討しなければなりません。見込みでは教室数が不足することは無いようです。

また、小中一貫校として新設することについては、教育面においてメリット・デメリットがあるので、慎重に教育委員会に検討を求める必要がありますし、地域コミュニティの再編の議論も必要になってきます。学校施設も大型化しますので、学校用地の確保が更に難しくなります。

「現地改築」現在地で老朽化した校舎を建替え、学校規模に相応の学校施設とします。

メリット

- ・施設配置を工夫する（プールを屋上に設けるなど）ことでスペースを生み出し、体育館を広くしたり、必要な教室数を確保したりできるようになり、現在よりもゆとりある教育環境となります。
- ・通学区域変更を必要最小限に抑えることができます。
- ・外的な要因に左右されずに、教育委員会の裁量で実施できます。

課題

- ・学校の適正規模化には繋がりません。
- ・検討協議会の目的である坂井東小の教育環境の改善が置き去りにされます。
- ・新通小改築の際に、現地で建替え工事を行った場合の教育環境悪化が心配されます。

まとめ

現状の枠組みから大きな変動がないため、限定的な改善策（施設面のみ）となりますが、同時に、実施にあたっては障害の少ない方策です。

万が一、学校が移転するための用地が確保できない場合の最終手段と考えます。